

くらし・なんでも相談

シリーズ No.20

「収入がない人の住民税と国民年金保険料」



山口正人 特定社会保険労務士

今号は当相談ダイヤル相談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例から、退職して収入がない人の住民税と国民年金保険料の納付及び免除措置、健康保険の扶養と高額療養費についてご紹介します。



【事例①】

《なんとか住民税を減税して欲しい》

68歳一人暮らし。昨年仕事も辞め収入がないのに住民税の納付書がきた。なんとか減免される方法はないか。息子が東京にいるが、離れて暮らしている息子の扶養になることはできないものか。

4年前に夫が67歳で亡くなったが、当時入院費用が1ヶ月で40万円程かかった。この費用が戻る制度があると聞いたが、どうすれば良いのか。

【回答】

住民税は、前年の1月から12月までの所得に対して課税され、1月1日現在の住所地に納める税金。現在退職し収入が無くても納めなければならず、年金の収入があることから、減免措置の対象にはならない。

納付回数を12回にすれば楽になるので、市町村役場の窓口にご相談すると良い。社会保険の扶養者となるには、直系尊属の場合、同居要件が無いので、年収180万円未満であれば可能である。年金振込通知書又は離職票の写しを息子の会

ワンポイント

「高額療養費の時効」

高額療養費に限らず、保険料の徴収や還付には時効がある。失効までの期間は2年間で、診療を受けた月の翌月1日から2年間は有効。但し、診療費の自己負担金を診療月の翌月に降に支払った場合は、支払った翌日から2年以内にお勤

ワンポイント

「住民税の減免」

○納税の猶予によっても納税が困難と認められる場合には、申請することによって税の減免や免除を受けられることがある。一般的には、減免措置を受けられる対象者は、生活保護による扶助を受けられる方、震災・火災・風水害などの大規模災害で条例により定められた災害被災者など。しかし、各市町村役場によって適用が異なるので、住所地の市町村役場に確認のこと。なお、減免は、納期限の過ぎているものが対象。従って、納期限が過ぎたものは対象にならないので注意が必要。

要通知が送付されることがあるが、その場合は3年間となる。この期間を過ぎると、時効によって高額療養費の還付を受ける権利が消滅するので、手続きが分からない場合でも、早めに市町村役場の窓口（国民健康保険課等）に相談をお願いします。

【事例②】

《国民年金保険料の免除申請が却下された》

昨年4月に国民年金保険料の免除申請をしたが、1年近く経って、社会保険事務所から「却下」の通知が届いた。30代だが仕事がなく、全く働いていないため収入がないのに、「所得確認が取れないため」と却下の理由が書かれていたが、どういうことか。

【回答】

居住地の市町村役場で所得証明書をとり、免除申請をやり直した方が良い。前回は所得証明書が未添付のため却下されたものと思われる。

ワンポイント

「国民年金保険料の免除」

○経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」、また、退職（失業）による「特別免除」がある。

①全額免除制度

申請者本人と扶養親族でない配偶者や世帯主の前年所得が、次の計算式による算出額以下の場合、申請により保険料全額（14,410円）が免除される。

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

なお、全額免除期間は、全額納付時の1/3（4,800円）を積立年金額とみなし計算される。

②一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料が免除される制度。

- 1/4納付（保険料3,600円）
- 1/2納付（保険料7,210円）

- 3/4納付（保険料10,810円）
- 世帯構成別の所得水準の目安は、社会保険庁ホームページ（<http://www.ssa.go.jp/seido/gozon-1/gozon02.htm>）又は市町村役場で確認。

③退職（失業）による特別免除
申請する年度又は前年度において退職（失業）の事実がある場合が対象となる。

通常なら①によるものを、審査の対象となる本人所得を除外して審査され、更に、全額免除期間は、全額納付時の1/2を積立年金額とみなし計算される。申請手続きは、国民年金保険料免除申請書に併せて、年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの、認印、失業していることを確認できる公的機関の証明の写（雇用保険受給資格者証、離職票等）を用意して、住民票のある市町村役場へ提出する。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があるので注意ください。

厳しい社会情勢を反映し、「収入がない」「収入が激減した」「このままじゃ生活できない」という切実な相談が寄せられます。しかし、保険料を払えないままに放置しておいては、将来、年金を受け取れないことにもなり兼ねません。

この他にも、保険料免除制度を利用できない若年層（20歳台）のために、保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる「若年者納付猶予制度」や、学生に対する「学生納付特例制度」があります。

とにかく住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口にご相談し、自分に合った手続きを取っておくことが大切です。

お困りの方は早めに相談しましょう。



くらし・なんでも相談 ほっとダイヤル

0120-339-6029
毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。